

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
○収納代理金融機関の指定の一部改正	財 政 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(4件)	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新	〃
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	〃
◎ 公 告	
・ 登録販売者試験の実施	薬 務 行 政 室
・ 大規模小売店舗の変更事項届出(3件)	経 営 支 援 課
・ 土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の定款変更の認可	〃
・ 開発行為に関する工事完了	都 市 政 策 課
◎ 公安委員会告示	
・ 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運 転 免 許 管 理 課
◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施について	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第486号

収納代理金融機関の指定(昭和43年長崎県告示第197号)の一部を次のように改正し、令和4年7月19日から適用する。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。 (1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。 (1)

<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">たちばな信用金庫</td> <td> 本店 北支店 高来支店 有喜支店 多良見支店 南支店 福田支店 住吉支店 島原支店 西大村支店 長崎中央支店 長与支店 銭座支店 </td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(2) 略</p>	たちばな信用金庫	本店 北支店 高来支店 有喜支店 多良見支店 南支店 福田支店 住吉支店 島原支店 西大村支店 長崎中央支店 長与支店 銭座支店	<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">たちばな信用金庫</td> <td> 本店 北支店 高来支店 有喜支店 多良見支店 南支店 小野支店 福田支店 栄田支店 住吉支店 島原支店 西大村支店 長崎中央支店 長与支店 銭座支店 </td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(2) 略</p>	たちばな信用金庫	本店 北支店 高来支店 有喜支店 多良見支店 南支店 小野支店 福田支店 栄田支店 住吉支店 島原支店 西大村支店 長崎中央支店 長与支店 銭座支店
たちばな信用金庫	本店 北支店 高来支店 有喜支店 多良見支店 南支店 福田支店 住吉支店 島原支店 西大村支店 長崎中央支店 長与支店 銭座支店				
たちばな信用金庫	本店 北支店 高来支店 有喜支店 多良見支店 南支店 小野支店 福田支店 栄田支店 住吉支店 島原支店 西大村支店 長崎中央支店 長与支店 銭座支店				

長崎県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
サザンこころのクリニック	西彼杵郡時津町久留里郷新開1446	令和4年6月1日

長崎県告示第488号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かえる薬局	大村店大村市西三城町17-12	令和4年6月1日
新大村薬局Plus	大村市小路口本町677-13	令和4年7月1日

長崎県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護ステーション）として次のとおり指定した。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
あいず訪問看護ステーション長崎	長崎市岩川町15-17 アクアフォール岩川1F	令和4年7月1日
太陽のぬくもり	大村市今富町649-7 仁アパート2号室	令和4年7月1日

長崎県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護ステーション）として次のとおり指定した。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションさくらの里	長崎市畝刈町1613-85 ニューポートメディカルビル1階	令和4年6月1日

長崎県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
それいゆ薬局	長崎市ダイヤランド2丁目20-3	令和4年7月1日
あいらず薬局	佐世保市日宇町678-4	令和4年7月1日
溝上薬局	北門町店島原市北門町103-7	令和4年7月1日

長崎県告示第492号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称・所在地等の変更の届出があった。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	諫早市小川町1259-1	令和4年6月1日
旧	訪問看護ステーション花ゆめ	諫早市新道町250-53	

公 告

登録販売者試験の実施（公告）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和4年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験について

(1) 期日

令和4年12月11日（日） 10時30分から16時00分まで

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験延期または中止の可能性があります。

(2) 場所

長崎市 その他

※実施場所については、受験者数等の状況により決定します。決定次第、県ホームページにて公表するとともに受験申請者には個別にお知らせします。

(3) 試験項目

試験は、午前及び午後の各2時間とし、以下の項目について行う。

ア 午前（10時30分から12時30分まで）

㊦ 医薬品に共通する特性と基本的な知識

㊧ 人体の働きと医薬品

㊨ 医薬品の適正使用・安全対策

イ 午後（14時00分から16時00分まで）

㊦ 主な医薬品とその作用

㊧ 薬事関係法規・制度

2 受験申請手続

(1) 提出書類

ア 受験申請書

イ 写真票

写真（縦4.0センチメートル 横3.0センチメートル、正面で、無帽、上半身、6か月以内撮影のもの）を貼付すること。

(2) 申請手数料

13,000円（長崎県収入証紙による。受験申請書に貼付すること。）

※原則、申請後の手数料は返還しません。

(3) 提出先及び提出部数

長崎市、佐世保市に居住する申請者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（〒850-8570 長崎市尾上町3-1）に、その他に居住する申請者は、最寄りの県立保健所に各1部を提出のこと。

(4) 申請書等の提出期間

令和4年8月22日（月）から令和4年9月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。なお、郵送の場合は、令和4年9月2日付けの消印のあるものは有効とする。

3 合格発表

(1) 発表日時

令和5年1月18日（水）10時00分

(2) 発表方法

合格者の受験番号を県庁エントランスロビーに掲示するとともに、長崎県ホームページに掲載する。なお、電話による合否の照会は受け付けない。

(3) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書を受験申請書記載の住所へ郵送する。

4 その他

(1) 詳細については、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

- (2) 受験申請書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角形2号、A4サイズが入る大きさ）に請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封のうえ、請求すること。外封筒の表書きには「登録販売者試験受験申請書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人の住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内に在住、在勤または在学している方以外の受験は控えてください。また、登録販売者試験は、各都道府県で実施していますので、在住、在勤または在学している都道府県が実施する試験を受験してください。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
時津複合店舗
長崎県西彼杵郡時津町元村郷832番地
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
①平成23年1月1日
②令和2年7月17日、平成29年1月1日、令和4年5月31日、平成21年2月10日

2 届出年月日

令和4年7月5日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び時津町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
まるたか生鮮市場池田店
長崎県大村市池田2丁目322番地1 外10筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

東京都港区浜松町二丁目4番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

丸高商事株式会社 代表取締役 高尾 茂
長崎県諫早市幸町308番地1

【変更後】

オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

【変更前】

まるたか生鮮市場池田店（仮称）

【変更後】

まるたか生鮮市場池田店

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

丸高商事株式会社 代表取締役 高尾 茂
長崎県諫早市幸町308番地1
株式会社ファルマ・スクエア 代表取締役 山中 重輝
長崎県諫早市小船越町576-3

【変更後】

丸高商事株式会社 代表取締役 高尾 茂
長崎県諫早市幸町308番地1

(4) 変更の年月日

ア 平成20年11月27日
イ 平成20年11月20日
ウ 平成20年11月27日

2 届出年月日

令和4年6月23日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスガーデン広田・コメリホームセンター佐世保店
長崎県佐世保市広田四丁目232番2 外

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
 オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
 東京都港区浜松町二丁目4番1号
 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
 新潟県新潟市南区清水4501番地1
- (3) 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 【変更前】
 株式会社エレナ 代表取締役社長 中村 浩
 長崎県佐世保市大塔町6番1号
 外 5店
 【変更後】
 株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
 長崎県佐世保市大塔町8番地2
 外 5店
- (4) 変更の年月日
 令和2年5月25日外

2 届出年月日

令和4年6月23日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、豆敷土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
阿比留 正	対馬市厳原町豆敷3173	阿比留 正	対馬市厳原町豆敷3173
小 島 喜 介	対馬市厳原町豆敷2536	小 島 喜 介	対馬市厳原町豆敷2536
棧 原 淳 二	対馬市厳原町豆敷3294	棧 原 淳 二	対馬市厳原町豆敷3294
小 島 行 善	対馬市厳原町豆敷3296	小 島 佐	対馬市厳原町豆敷2961
竹 本 平	対馬市厳原町豆敷5-10	竹 本 平	対馬市厳原町豆敷5-10

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
桐 谷 弘 士	対馬市厳原町豆酛3150	桐 谷 弘 士	対馬市厳原町豆酛3150
永 尾 数 馬	対馬市厳原町豆酛3160	小 森 夫三枝	対馬市厳原町豆酛2948

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月28日総会議決）を認可した。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 長与木場土地改良区
認可年月日 令和4年7月11日

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和4年7月19日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和3年1月29日 長崎県指令 2都第1252号 変更許可（第1回） 令和3年11月24日 変更許可（第2回） 令和4年5月20日	長崎県西彼杵郡長与町三根郷字薬師谷579番1、579番4、587番2、587番3、587番5、587番6、588番2、588番3、591番1、591番2、591番4、592番、593番1、593番3、594番1、594番2及び595番1	長崎県西彼杵郡長与町高田郷625番地5 社会福祉法人 鶴生会 理事長 中嶋俊一郎

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第33号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和4年7月19日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査

- 法第99条の2第4項第2号に規定する者
- (2) 教習指導員審査
法第99条の3第4項第2号に規定する者
- 3 審査の実施日時
令和4年8月23日（火）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時まで
- 4 審査の実施場所
長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場
- 5 審査の申請
- (1) 必要書類等
- ア 審査申請書 1通
- イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。
- ㍑ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）、教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- ㍑ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- ㍑ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- ㍑ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- ㍑ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- ㍑ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- ㍑ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）
- ウ 規則第17条に定める審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面
- (2) 審査手数料
- ア 技能検定員
- | | |
|-------------------|---------|
| ㍑ 大型免許・中型免許・準中型免許 | 23,400円 |
| ㍑ 普通免許 | 19,500円 |
| ㍑ 第二種免許 | 21,500円 |
| ㍑ その他の免許 | 14,700円 |
- イ 教習指導員
- | | |
|-------------------|---------|
| ㍑ 大型免許・中型免許・準中型免許 | 14,550円 |
| ㍑ 普通免許 | 11,850円 |
| ㍑ 第二種免許 | 12,450円 |
| ㍑ その他の免許 | 9,650円 |
- ※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。
- (3) 申請書類等の提出先
長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係
- 6 審査申請書の受理期間
公示日から令和4年8月2日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）とする。
- 7 審査の細目
審査の細目は、別表のとおりとする。
- 8 その他
- (1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。
- (2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。
- (3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係
 郵便番号 856-0817
 所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5
 電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月19日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学看護栄養学部看護学科オンライン実習システム構築に関する機器調達

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学看護栄養学部看護学科オンライン実習システム構築に関する機器 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年9月16日

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと

(4) この公告の日から12の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ・前2カ年の損益状況
- ・従業員数
- ・前2カ年の純資産の状況
- ・財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県立大学のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・誓約書
- ・印鑑届（様式第2号）
- ・口座振替申込書（様式第3号）
- ・長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・誓約書
- ・委任状
- ・営業概要書

- ・法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - ・個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ・県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - ・営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - ・印鑑届（様式第2号）
 - ・口座振替申込書（様式第3号）
 - ※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨
申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1
（名称）長崎県立大学シーボルト校総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500
（提出期限）令和4年8月1日（月）12時00分
- 5 資格審査結果の通知
審査の結果については、以下の提出期限の日から12の入札期日までの間に文書で通知する。
- 6 資格審査の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。
- 7 資格審査申請事項の変更
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 資本金（法人の場合）
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 委任事項
 - (7) 金融機関取引口座
 - (8) 電話番号
- 8 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する
- 9 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を令和4年8月1日（月）12時00分までに、10の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 10 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1
（名称）長崎県立大学シーボルト校学生支援課教務グループ
（電話）095-813-5065
- 11 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和4年7月25日（月）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の

間

(場所) 10の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、10の部局で必ず入札説明書を受領すること。

12 入札の日時及び場所

(日時) 令和4年8月17日(水) 14時00分開始

(場所) 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階 特別会議室

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に10の部局に確認すること。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

14 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

15 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

16 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先は、10の部局とする。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト